

一般財団法人松山市学校給食会物資共同購入に関する競争入札参加者登録資格審査要綱

(趣旨)

第1条 一般財団法人松山市学校給食会（以下「給食会」という。）が行う、学校給食における物資共同購入の契約について、競争入札に参加する者（以下「競争入札参加者」という。）の資格（以下「資格」という。）に必要な事項は、別に定めるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(競争入札参加者)

第2条 給食会が調達する学校給食用物資の競争入札参加者は、物資の納入業者として登録しなければならない。

(1) 登録は定期に行い、登録の期間は2年間とする。

(2) 前項の規定にかかわらず、登録した学校給食用物資納入業者から必要な物資を調達できない場合又は会長が特に必要と認めるときは、随時の登録を行うことができる。ただし、この場合の登録期間は、登録の日から前号の登録期間の満了の日までとする。

2 学校給食用物資の納入業者として登録を受けようとする者は、次の各号の基準を満たす者でなければならない。

(1) 所在地について

ア 本社又は営業所が松山市内にあること。ただし、一般財団法人松山市学校給食会定款施行規則第9条に定める業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）が認めた場合はこの限りではない。

イ 製造加工を要する食品（長期保存の効く物資にかかわるものを除く。）については、原則として松山市内に工場があること。ただし、業者選定委員会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 製造加工について

ア 「豆腐・厚揚げ・揚げ」「麺類」「魚肉・練り製品」「味噌」「こんにゃく」については、自社工場で製造できること。

(3) 経営について

ア 引き続き1年以上同種の営業をしており、営業状態が堅実で良心的であり、かつ、地域社会からの信用も厚いこと。

イ 店舗、販売店、工場等固定した営業施設を有すること。

ウ 従業員や運転手の態度が親切丁寧で輸送能力も充実していること。

エ 確実な取引先を有し、質量ともに十分な販売能力を有していること。

オ 食品に関する法律及び関係法令を遵守していること。

(4) 衛生状態について

ア 保健所の監視評点が良好であること。

イ 衛生施設が完備し、清潔であること。

ウ 従業員の健康管理が十分行われ、胸部疾患、伝染病等の予防対策及び検便が定期的に実施されていること。

エ 製造加工業者においては、材料倉庫、製品倉庫、冷凍倉庫等が完備していること。

(5) 供給能力について

ア 供給能力が需要量を十分に満たし得ること。

イ 指示した期日時刻に、確実に指定の場所に納入できること。

ウ 数量不足、交換等で緊急を要する場合に概ね1時間以内に対応できる体制を整備し、緊急時に即応し得る機動力を有し、中止又は返品も可能であること。

(6) その他

ア 申請は一業者一業種とし、一業者が二業種にわたる申請はできない。

イ 中小企業基本法に定める中小卸業（資本金1億円以下又は従業員100人以下）、小売業（資本金5千万円以下又は従業員50人以下）、製造業・その他（資本金3億円以下又は従業員300人以下）であること。ただし、業者選定委員会が認めた者については、この限りではない。

ウ 市税その他の租税の滞納がないこと。

エ 代表者又は個人が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員。以下「暴力団員」という。）でないこと。

オ 法人である場合の役員又は使用人若しくは個人である場合の使用人のうちに暴力団員に該当する者がいないこと。

カ エ及びオに該当する者が暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 次の各号の一に該当するときは、被継承人の営業を営んでいた期間に、これを通算するものとする。

(1) 相続があったとき。

(2) 個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その会社の代表者社員に就任し、現にその任にあるとき。

(3) 合併により解散した会社の役職職員が、合併により新設された会社又は合併後存続する会社の役職職員に就任し、現にその職にあるとき。

(4) 会社の営業部門が独立し、新会社を設立したとき。

(5) 会社がその組織を変更したとき。

(資格の審査)

第3条 業者選定委員会は、競争入札参加者の登録資格について、第2条第2項の規定により審査を行うものとする。

2 業者選定委員会は、前項の審査をしようとするとき、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無、その他信用状態
- (2) 販売実績
- (3) 経営状態
- (4) 当該契約に対する地理的条件
- (5) 技術者の状況

(資格の認定及び通知)

第4条 給食会は、前条の規定により行った審査に基づき、競争入札参加者の資格の有無を認定し、資格を有すると認めた者又は資格がないと認めた者にそれぞれ必要な通知をするものとする。

2 給食会は、前項の規定により資格を認定した後、当該資格に変更があると認めた者については、その資格を変更し、その旨を通知するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。